

【記入例】 ※異動前

異動において、掛金区分、
職種変更する場合、加入者変更届
の提出は必要ありません

加入者異動届

一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会 理事長 様

申込日 2020 年 12 月 1 日

施設・団体番号	0 8 1 1
共済契約者又は施設等 所在地 名称 代表者名等 電話番号	多治見市南濃1-2-3 社会福祉法人ケアハウス福祉 理事長 東濃 共済 TEL0572-33-1234

担当者：東濃 太郎

必ず押印して
ください

※異動前施設のみ記入 会員番号	フリガナ 会員氏名	オオガキ 大垣 春子	ハルコ 大垣 春子
--------------------	--------------	---------------	--------------

下記のとおり届け出ます。

異動前施設

異動前施設 異動前施設団体番号	0 8 3 3	異動前施設団体名	鶯飼
異動年月	20 20 年 1 1 月	加入年月日 (西暦)	2000 年 4 月 1 日
生年月日 (西暦)	1980 年 8 月 1 日	自助年金加入	<input checked="" type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入

加入の場合は共済会へ連絡ください

異動後施設

異動前施設 異動前施設団体番号	20 年 月 円	異動前施設団体名	ケアハウス福祉
異動年月	20 年 月 円	職種	栄養士
標準給与月額 (注意事項③参照)	2 倍掛金	職種コード	08
掛金区分	<input type="checkbox"/> 通常掛金 <input type="checkbox"/> 2倍掛金	自助年金加入	<input type="checkbox"/> 加入継続 <input type="checkbox"/> 脱退

【注意事項】

- ① 会員が共済会に加入している別の施設団体へ異動を希望した場合、異動前後で異動年月に1カ月も間がない場合は会員継続異動ができます。
- ※異動前後の異動年月に間がある場合は異動できません。(退会・加入届必要)
- ② この届は、異動前後の施設団体でそれぞれ別々に作成し、異動前の施設団体は異動年月の翌月の10日、異動後の施設団体は異動年月の当月の10日必着で共済会へ提出してください。
- ③ 年度途中の異動により標準給与月額が増減した場合でも、当年度認定した標準給与月額・掛金額は翌年3月までは変更できません。但し、掛金区分は変更ができます。
- ※掛金区分を変更した場合のみ掛金額が変更になります。
- ④ 掛金区分・職種を変更する場合は別途「加入者変更届」は必要ありません。
- ⑤ 自助年金に加入している場合は、この加入者異動届と同時に共済会へ連絡してください。
- ⑥ 記入後コピーして、事業所控えとして保存してください。

<個人情報取扱に関する注意事項>

申請者にかかわる個人情報、申請事項業務及びこれに付帯する業務の範囲内で利用されます。

【記入例】 ※異動後

異動において、掛金区分、
職種変更する場合、加入者変更届
の提出は必要ありません

加入者異動届

一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会 理事長 様

申込日 2020 年 12 月 5 日

施設・団体番号	0 8 3 3
共済契約者又は施設等 所在地 名称 代表者名等 電話番号	大垣市本巣1-1 社会福祉法人鶯飼 理事長 揖斐川 清 TEL0584-55-0111

担当者：揖斐川 太郎

必ず押印して
ください

下記のとおり届け出ます。

※異動前施設のみ記入 会員番号	フリガナ 会員氏名	オオガキ 大垣 春子	ハルコ 大垣 春子
--------------------	--------------	---------------	--------------

異動前施設

異動前施設 異動前施設団体番号	20 年 月 日	異動前施設団体名	ケアハウス福祉
異動年月	20 年 月 日	加入年月日 (西暦)	年 月 日
生年月日 (西暦)	年 月 日	自助年金加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入

異動後施設

異動前施設 異動前施設団体番号	0 8 1 1	異動前施設団体名	ケアハウス福祉
異動年月	20 20 年 1 2 月	職種	栄養士
標準給与月額 (注意事項③参照)	180,000 円	職種コード	08
掛金区分	<input type="checkbox"/> 通常掛金 <input checked="" type="checkbox"/> 2倍掛金	自助年金加入	<input checked="" type="checkbox"/> 加入継続 <input type="checkbox"/> 脱退

【注意事項】
いづれか選択してください
(2倍掛金は条件あり)

- ① 会員が共済会に加入している別の施設団体へ異動を希望した場合、異動前後で異動年月に1カ月も間がない場合は会員継続異動ができます。
- ※異動前後の異動年月に間がある場合は異動できません。(退会・加入届必要)
- ② この届は、異動前後の施設団体でそれぞれ別々に作成し、異動前の施設団体は異動年月の翌月の10日、異動後の施設団体は異動年月の当月の10日必着で共済会へ提出してください。
- ③ 年度途中の異動により標準給与月額が増減した場合でも、当年度認定した標準給与月額・掛金額は翌年3月までは変更できません。但し、掛金区分は変更ができます。
- ※掛金区分を変更した場合のみ掛金額が変更になります。
- ④ 掛金区分・職種を変更する場合は別途「加入者変更届」は必要ありません。
- ⑤ 自助年金に加入している場合は、この加入者異動届と同時に共済会へ連絡してください。
- ⑥ 記入後コピーして、事業所控えとして保存してください。

<個人情報取扱に関する注意事項>

申請者にかかわる個人情報、申請事項業務及びこれに付帯する業務の範囲内で利用されます。